

第3章 石垣島の風景の変遷





第3章 石垣島の風景の変遷

3-1 風景の捉え方

この章では、私たちの暮らしの豊かさと風景の関係、心の健康と風景の関係、そしてその効果と価値を考え、本計画における風景のとらえかたについて書いています。

3-1-1 豊かな暮らしと風景

本計画が対象とする風景づくりの主人公は、市民、事業者、来訪者など、島に関わる全ての人であり、どのような場所においても背景となる自然風景があります。

演劇では場面毎の雰囲気を最大限に観衆へ伝えるために、舞台の背景や音や照明を巧みに演出しますが、それによって、観衆は安堵感や臨場感を味わい、主人公と喜怒哀楽を共有することができます。

風景づくりも同じであり、背景の雰囲気を活かすかどうかで、私たちの暮らしが豊かにもなれば、味気ないものにもなります。

私たちは、暮らしを豊かにする風景づくりを目指します。

3-1-2 心の健康と風景

風景は私たちの感情（喜怒哀楽）と密接に関係しており、情景として心の健康に作用します。

西の空に太陽がしずむ夕刻、紅くそまった空を鳥の群れが飛んでいく光景を目にした時、脳裏に浮かぶ想いは安堵感、達成感、郷愁感など様々で、見

る人を安らぎや癒やし、リラックスの状態へいざない、心の健康を与えてくれます。

私たちは、心が豊かで健康になる風景づくりを目指します。

3-1-3 風景の種類

◇自然が作りだす風景～静の風景

於茂登岳をはじめとする連山の雄大な眺め、突き出した半島と弧をえがく白い砂浜、青空に浮かぶ入道雲、燦々と輝く太陽にきらきらと反射するコバルトブルーの水面など、豊かな自然環境が織りなす自然風景は、サンゴや植物などの多様な生物が生き活きと暮らすことで培われてきたものです。このような自然風景は、主として、人間の諸活動による要因によって変化する静の風景といえます。

◇人間が作りだす風景～動の風景

護岸風景、漁港風景、さとうきび風景、放牧地風景、集落風景、漁村風景、埋立地風景、港湾風景、道路風景、まち並み風景、観光地風景、リゾート風景、公共施設風景、商店街風景、商業地風景、街路風景、市街地の夜景など

の風景は、すべて人間の手で作りだされる風景です。自らは変化しない静の風景である自然風景に作用する動の風景と言えます。

3-1-4 風景の効果と価値

風景と人間はたえずインターアクティブ（相互作用的）な関係であり、見る人の心や体の状態によって風景への評価が変わることもあります。風景の持つ不変の価値によって感情が揺り動かされることもあります。美しい風景は私たちに安心や感動を与えてくれます。

3-1-5 風景づくりの大切な視点

本市における風景の種類は様々で、すべてが石垣島の個性を発揮し、特性を増幅させてくれます。さらに、その風景は、四季、時間、天候などの移り変わりとともにたえず変化し、いろいろな表情を見せてくれます。

風景づくりの大切な視点として、静の風景である自然風景を可能な限り守り、動の風景を作り出す際には静の風景の特性を活かし、伸ばしていくための配慮が必要です。

3-2 島の風景の変遷

この節では、石垣島の風景の変遷及び課題について整理しています。

3・2・1 風景の変遷

（1）昭和初期～戦前

この頃の風景は、現在島に暮らす多くの人々の原風景、あるいは、心象風景であり、現在も、旧市街地内や農村集落内には、その雰囲気や佇まいを持った場所が残されています。

住宅は主に赤瓦勾配屋根の木造平屋建てで屋敷林と屋敷囲いの石垣が周囲を取り囲んでいました。道路には木造の電信柱が立ち並び、高層の建造物がありませんので遠くが見渡せ、光と風を存分に感じることができました。緑が多くあり、アスファルトやコンクリートの建造物はほとんど無い時代でした。

当時をしのばせる代表的な風景は次のようなものです。



ア) 住宅地の風景

南国特有の白砂の未舗装の道路沿いに屋敷囲いの石垣が並び、屋敷内には福木が植えられ、木造赤瓦屋根の平屋が立ち並ぶ光景です。



昭和30年代のまちなみ



イ) 海辺の風景

リュウゼツランと一緒に茅ぶきの民家が立ち並び、海にはサバニ（木造の小型漁船）が繋がれ、かたわらで子供たちが遊びに興じる光景です。当時は、高層の建造物がありませんから、新川の皆野宿岡や前勢岳、バンナ岳を容易に眺めることができました。



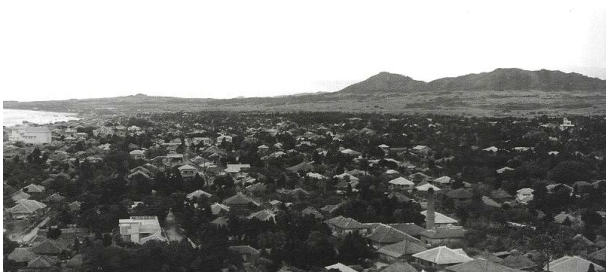
ウ) 農村の風景

牛を使って畑を耕し、裏庭で精米作業をする農家の様子が日常の風景として記憶されています。

（2）戦後～本土復帰

①戦後まもない頃

「敗戦から復興の時期公共建造物や住家の一部に戦災があったものの、戦火をくぐり抜けた街はまだ赤瓦や茅ぶきの屋根にフクギの佇まいをみせ、東西南北それぞれの通りも昔の風情を偲ばせていた。」 『八重山の写真帖－20世紀のわだち－ 下巻』（石垣市、平成13年）



昭和33年（戦後）のまちなみ

②戦後の復興の時代

アメリカ統治下の1952年（昭和

27年）に琉球政府が成立し、石垣島においては出先機関として八重山地方庁（現在の八重山支庁）が設置されました。この頃の石垣島は、琉球政府による計画移民が続々と入植する時代で、各地に集落が形成され、農村集落風景が誕生していきました。

③パイン畑とサトウキビ畑

昭和30年代後半からパインとサトウキビが基幹作物として脚光を浴びるようになり、島内には広大なパイン畑やサトウキビ畑の風景が出現しました。

④石垣市と大浜町の合併と公有水面の埋立

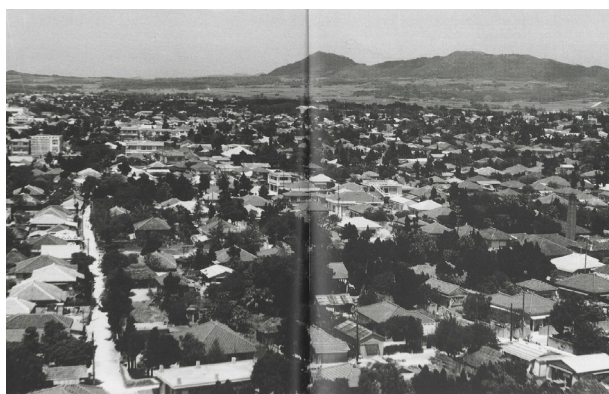
1964年（昭和39年）に石垣市と大浜町との合併が実現し、一島一市の新石垣市が誕生しました。また、近代的港湾整備の必要性から公有水面埋め立てが行われ、現在の美崎町、新栄町などが新しい市域として誕生しました。



昭和40年代の埋立（新栄町）

⑤本土復帰前の町並み

本土復帰（昭和47年）前の昭和40年前半の旧市街地は、木造平屋建ての赤瓦住宅、屋敷囲いの石垣、周囲を取り巻く福木の屋敷林といった原風景がまだ数多く残されていました。一部を除けば、高層の建造物もほとんどなく、周辺の山並み、海岸線、離島への眺望も十分確保されていました。



昭和40年 市街地風景

⑥市庁舎の完成と新しい町並みの誕生

真新しい市庁舎が昭和45年に完成し美崎町に移転しました。真白の壁が造成されたばかりの埋立地でひととき目立ち、現在の新栄大通りもまだ舗装されていませんでした。昭和44年に行政区域に編入されたばかりの新栄町では次第に新しい町並みが誕生しつつありました。



昭和40年代の埋立の様子

（3）本土復帰後～現在

①本土復帰（昭和47年5月15日）

悲願の本土復帰が実現し、琉球政府にかわって新沖縄県が誕生しました。交通方法の変更、通貨の切り替えなど、諸制度の変更にともなって、島の風景も変化しました。

②農地の買い占め

本土復帰後の本土資本流入により海岸線の農地のほとんどが買い占めにあうという現象がおこり、農用地風景が耕作放棄地や原野の風景に変化しました。

③鉄筋コンクリート（RC）造の建築物の町並み

復帰後から昭和50年代にかけては相次いで公共公益施設が建設されました。また、新栄町や浜崎町では、新築家屋による町並みが誕生しましたが、建築様式も従来の木造平屋建てから鉄筋コンクリート造に変わり、高さも2階建てが主流となり、中には3階建てや4階建ても出現しました。このような変遷の背景には昭和52年の台風ベラのような大型台風の相次ぐ襲来による影響がありました。

④高架水槽が立ち並ぶ光景

渇水時の断水対策として、屋上に高架水槽を載せる2～3階建ての住宅が増え始めました。現在見慣れたこのような市街地景観はこの頃に誕生しています。



昭和 53 年 市街地風景

⑤緑の空間からコンクリートとアスファルトの空間へ

昭和 50 年後半から 60 年代にかけての市街地景観は、それまでの屋敷囲いの石垣や福木の屋敷林などの原風景をしのばせる風景が激減し、代わりにブロック塀に囲まれたコンクリート住宅やアスファルト舗装された真新しい道路の風景が出現し、それまでの農漁村集落というイメージから近代都市というイメージへ変貌しました。



昭和 60 年代のまちなみ

⑥用途地域の指定と高層建造物の出現

復帰後の昭和 50 年に新都市計画法の規定に基づき市街地が用途地域に指定されました。大半が住居系の用途でしたが、市役所や公設市場周辺で商業系用途、港湾地区や埋立地区で工業系の用途が指定されました。結果として、容積率の高いこれらの地域で、ホテル、商業テナントビル、セメントサイロなどの高層建造物が建設され、現在に至っています。

3-3 風景阻害要因の増大

この節では、風景づくりに悪影響を及ぼす、又は、及ぼすおそれのある風景阻害要因についてまとめています。

3・3・1 処理されない生活排水

『処理されない生活排水』とは家庭や事業所から排出される下水で、雨水を除いたもののうち公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの方法によって適切に処理されないまま、敷地外へ放流されるものを指します。

このような処理されない生活排水は、ところによってはため池となり見苦しさや悪臭の原因となる上、川や海を汚染し海中景観の悪化につながる要因となります。

3・3・2 廃棄物・堆積物・漂着物

『廃棄物』とは、家庭や事業所から出される、一般廃棄物や産業廃棄物を指し、収集日時を過ぎて路上に放置されたゴミなども含みます。また、道路や空き地、海岸沿いなどに不法に投棄される廃棄物も指します。

廃棄物は、適切な方法で処理されず、路上、公園、空き地など、公共空間や公共施設から容易に望見できる場所に放置されると風景阻害要因となります。

『堆積物』とは誰かの所有に属するもので、次のようなものを指します。

- ＊自動車、自動二輪車、自転車などの乗り物類
- ＊洗濯機、エアコン、扇風機などの

電化製品

- ＊ブルーシートなどのシート類
- ＊プランターなどの園芸用品
- ＊のぼり旗、看板などの広告類
- ＊コンテナ類
- ＊土砂類
- ＊タイヤ類
- ＊鉄、プラスチック類
- ＊ロッカー、倉庫などの収納器具

堆積物は、必要な遮蔽など適切な措置が図られずに放置されると風景阻害要因になります。

『漂着物』とは、海流により石垣島の沿岸に流れ着く様々な物体で、次のようなものを指します。

- ＊植物
- ＊動物
- ＊プラスチック類
- ＊ビン、ガラス類
- ＊流木
- ＊廃油
- ＊危険物

漂着物は公共空間である砂浜に流れ着くことが多く、定期的な海岸清掃などにより処理されなければ砂浜の利用に支障をきたす上、観光立市のイメージダウンにもつながる風景阻害要因となります。



3・3・3 雑草、雑木、落ち葉等

道路、公園、緑地、公共施設の敷地内における植栽柵、植樹等も、維持管理が不十分で、雑草、雑木、落ち葉等が適切に処理されず放置されれば見苦しい印象を与え風景阻害要因となります。

3・3・4 屋外広告物

『屋外広告物』とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項の定義により、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」を指します。

屋外広告物は、場所等を考慮せず、無秩序に掲出、表示されると風景阻害要因となります。



3・3・5 人工建造物等

3・3・5・1 建築物・建築設備・工作物・建築現場

■『建築物』とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条の定義により、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むもの」を指します。



＊建築物は、敷地の位置、敷地内の配置、色などの形態意匠、高さなどが、周辺の風景の特性や眺望の確保などの見地から、周りの状況と調和するように計画されなければ、風景阻害要因となります。

■『建築設備』とは、建築基準法第2条の定義により、「建築物に設ける電気、ガス給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針」を指します。



＊建築設備は、建築物の付属物として、適切な場所と方法により、配置、収納、又は遮蔽等されなければ、風景阻害要因となります。

■『工作物』とは、「材料に機械的加工をなし、組み立てて作ったもの（広辞苑）」を指し、建築物や建築設備以外の、橋、堤防、護岸、トンネル、鉄塔、電柱、フェンス、案内板、標識、縁石、ガードレール、防護柵、などを言います。



***工作物**は、色や素材などの形態意匠、配置、高さなどが、周辺の風景の特性や眺望の確保などの見地から、周りの状況と調和するように計画されなければ、風景阻害要因となります。

特に注意が必要な工作物として、携帯電話の鉄塔（電波塔）がありますが、主要幹線道路から容易に見ることの出来る場所や、御嶽など歴史文化上重要な場所周辺に建設される例も見受けられることから周辺に既に存在する良好な風景に十分配慮した措置を講じなければなりません。

■『建築現場』とは、建築物を建設中の敷地を指し、建築物本体に加え、現場小屋、トイレ、足場などが存在する場所を言います。



***建築現場**は、建築中のコンクリート、鉄筋、板材、配線などがむき出しとなり、足場が設置される場合があるので、公共施設や空間から容易に望見できないよう適切に遮蔽されなければ、風景阻害要因となります。

3・3・6 船舶等

「船舶等」とは、船舶ならびに陸地でこれらの船を乗せて運搬するために使用する車輪付きの器具などを含みます。

船舶等は、港内の水面に停泊し係留される場合や陸部に継続的に据え置かれる場合は、適切な場所に秩序良く係留又は据え置かれなければ風景阻害要因となります。

上記に関する例としては、石垣島と竹富島の間の海域や名蔵湾周辺海域に停泊するクリアランス船や、川平湾内で停泊、操業等行う遊覧船などがあり、その運用に際しては景勝地における見られることを意識した配慮が必要です。



3・3・7 地形改変・コンクリート等の擁壁

『地形改変』とは、整地、宅地造成、農地造成、土石類の採取等の理由により現況地盤面を機械等で掘削等して、元々の地形を大幅に改変することを指します。

地形の大幅な改変は原則としてする



べきではありません。必要性を十分に検討した上でどうしても必要であれば歴史文化的な意味や場所柄をわきまえ、適切な手続きや手法によりなされる必要があります。また、その場合、周辺の公共施設や空間から容易に望見できないよう、樹木その他の方法により適切に遮蔽されなければ風景阻害要因になります。

『コンクリート等の擁壁』とは、上記の地形改変にともなって盛土や切土を施した部分の土留めなどの目的でコンクリート等の素材により建設する人工的な壁を指します。

このようなコンクリート素材等による人工的で無機質な印象を与える擁壁は周囲に圧迫感を与え、風景阻害要因になります。

3-4 風景特性と課題の整理

3・4・1 現状

原風景をとどめていた昭和初期頃の風景から現在の風景までの変遷を踏まえ、風景の現状を次のとおり整理します。

(1) 市街地や集落内の住宅地

- ア 屋敷林や樹齢のある立派な樹木が切り倒され、緑量や緑陰が減少している。
- イ 屋敷囲いの石垣や白砂を敷き詰めた道路に代わり、ブロック塀やアスファルトやコンクリートで舗装された道路が出現している。
- ウ 平屋建てがほとんどであった住宅が2階建て以上が主流になっている。
- エ 敷地の細分化が進み住宅が密集化している。
- オ 敷地内の花園や菜園に代わり、アスファルトやコンクリート敷きの駐車スペースが出現している。
- カ 伝統的赤瓦勾配屋根住宅が減少し、コンクリート造の陸屋根住宅が主流になっている。
- キ 建物の外壁の色彩が多様化している。
- ク 用途地域制による商業地域指定により、中心市街地内に高層建築物が出現している。
- ケ 道路がアスファルト、コンクリート又は金属などの素材により殺風景な印象になっている。
- コ 屋外広告物や案内板、標識の類が街中に氾濫している。
- サ 建築物の高層化や建物同士の間隔が狭くなったため、山並みや海への眺望が遮られている。
- シ 人口や交通量の増大により、街中が混雑し、気ぜわしくなっている。
- ス 携帯電話の普及により、鉄塔が増えている。
- セ コンクリート電柱が街中に増え、電線類が縦横に渡してある。
- ソ 公民館有地や御嶽の共有地が私有地化するなど住宅地内のオープンスペースが減少している。



(2) 自然環境が豊かな郊外の景勝地や海岸線など

- ア 海岸の手前まで住宅が建設されるようになっている。
- イ 海岸線の建築物の存在により護岸が建設されるなど自然海岸が人工化している。
- ウ 海に面した傾斜地で宅地化が進行している。
- エ 既存集落以外の場所で住宅が立ち並び、スプロールが進行している。
- オ 農用地が資材置き場等に転用され田園風景の中にコンテナやプレハブが出現し違和感を生んでいる。
- カ 不動産広告ののぼり旗や看板が増えている。
- キ 農村集落や景勝地の沿道などで陸屋根の画一的な共同住宅が増えている。
- ク 海辺や景勝地でリゾートホテルやコテージなどの計画や構想が増えている。
- ケ 景勝地周辺の道路沿道にある土地で高層の共同住宅やマンション建設の構想が増えている。
- コ 既存集落近郊で大規模な宅地造成の計画が増えている。
- サ 景勝地周辺や集落付近の沿道で30m～40mの携帯電話用鉄塔が建設されている。
- シ 防潮林が塩害で枯れるなど緑量が減少している。

(3) 自然海岸の砂浜や湾、リーフ

- ア 赤土や生活排水の流出により白砂が赤く変化している。
- イ 赤土流出や生活排水により海水の汚濁などが発生し、海中景観が変化している。
- ウ 台風などの自然災害や波の浸食などにより海岸線の緑地が喪失し、緑地帯を形成していた風景の分断が発生している。
- エ 広告やパラソルの設置等観光利用が促進され、海岸の景観が阻害されている。
- オ 大量の漂着ゴミがあふれ、砂浜景観を著しく阻害している。
- カ 浜への自動車の乗り入れが多く、白砂の景観が阻害されている。

3・4・2 課題

3・2で整理した現状を踏まえ、石垣島の風景課題を次のとおり整理します。

- (1) 石垣島全体を対象とする統一かつ一体的な風景像を明確に示す必要があります。
- (2) (1)で明確にされた風景像の実現のためには、それぞれの土地における個別法間の連携と適切な規制誘導が不可欠です。
- (3) 美しい島、癒しの島、南国の楽園といった石垣島に対する一般のイメージと現実の風景とに食い違いやへだたりが生じれば観光立市である石垣市にとってマイナスイメージとなり、観光産業をはじめとする経済活動も鈍化し市民生活にも悪影響が出かねません。したがって、地域振興や経済上の優位性を確保する重要な手だてとして風景づくりの意義を関係者が認識する必要があり、早急に取り組まなければならない課題です。
- (4) 上記の(1)～(3)を踏まえ、市民、事業者、まちづくり活動団体、関係行政機関等が一堂に会した議論や検討の場が必要です。
- (5) 過去から現在への風景の変遷をみると、社会経済情勢の変化

により市民ニーズが変化し、それを反映して土地利用や建築様式などが変化していることが読み取れます。したがって、木造赤瓦屋根住宅が鉄筋コンクリート造の陸屋根住宅に変貌したことは時代の要請でした。しかし、当時は作り手の側に風景美やそこから生まれる心の豊かさといった意識が希薄であったことも事実であり、今後はその点を踏まえて風景づくりに取り組む必要があります。

- (6) 風景の将来像を検討すると同時に、都市計画の見地から緑地や自然地などの（風景づくり上も非常に重要な）公共空地を保全することを目的とした施策が実行されなければなりません。（景観計画で現状凍結的に保全すべきという判断をしても、都市計画法その他の法律により具体的な施策を展開しなければ画餅に帰す可能性が大です。）

- (7) 風景づくりのためには土地利用や建築物等に対する景観計画による行為の制限だけでは不十分で、赤土や生活排水が海へ流入するのを防ぐなどの生活環境を保全するための対策も同時に



講じなければなりません。市、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、共通認識の下で取り組む必要があります。

は、「清潔で美しい」町並み風景創出の観点からも各方面と連携を図ることが大切です。

(8) リゾート開発、宅地分譲、分譲／賃貸マンション建設、店舗建設等の営利を目的とした一定の規模の開発事業については建築基準法に基づく建築確認手続きの規定を満たせば良しとするのではなく、場所の妥当性、敷地面積と計画建物の大きさの妥当性、形態意匠、地域への貢献度などを踏まえた判断が必要です。また、学識経験者、行政関係者に市民やまちづくり団体関係者等を加えた検討組織の創設が必要です。

(9) 風景づくりが、表面的な美しさだけでなく、生活空間の質の向上によって市民生活の満足度の向上に資する取り組みであることをあらゆる機会をつうじて普及、広報する必要があります。

(10) 風景づくりのために市、市民、事業者が連携して取り組む課題として、街中から風景阻害要因を取り除くよう努めなければなりません。この取り組みは、各家庭、地域、ボランティア活動などをつうじた美化活動として現在既に行われていますが、今後

